



Title	君が代啓蒙：古典的儀禮歌の超階級意識
Author(s)	音代, 湘園
Citation	懐徳. 1959, 30, p. 68-82
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90339
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

君が代啓蒙

——古典的儀禮歌の超階級意識——

音代湘園

る自壊作用は隨處に見受けられる。

日本人は自己否定の民族である。熟慮と明哲を缺いた無批判による自己破壊的民族である。それが冷靜な反省に歸つた時、自己の輕舉妄動を悔恨することが往々にしてある。明治維新の舊文物破棄特に廢佛棄釋が其顯著な例である。太平洋戦争の悲劇は日本民族に不幸な虚無状態を齎したことは冷歎な事實である。併しそれによつて自己の有する能力、民族的特質、傳統的遺産までがすべて無價値であるかの如き錯覚に陥つたのは悲しむべき現實である。古來對外的紛争によつて苦杯を嘗めた民族は多くを數へる。しかしそれは一時的政治軍事の失策であつて民族の保有する智慾や文化活動の足跡が消え去るものではない。一時の失政に依つて數千年來の文化が一朝にして消滅すると考へる淺薄な謬見釋恐るべきものはない。日本は昭和廿年八月十五日を境として斯かる悲しむべき自己否定の現實に沈淪しかけたのではないか。かか

停戦後新憲法が制定せられ、天皇は日本國の象徴ではあるが主權が國民に在るから、天皇制時代の國歌であつた「君が代」は天皇の御代を意味するが故に民主的でなく、且新時代に相應しくないといふ議論が擡頭し、其改廢を一部の人々が提唱して居り、新聞の論説や投書欄や特輯欄では之を廻つて贊否兩論が交されてゐる。一方文部省では昭和卅三年夏に通達を以て學習指導要領中に「君が代」の歌を小學一年からの教科に加へることを指示した。更に反対を唱へる批難者達は、曲其物のテンポが中世的且緩漫な雅樂調の旋律で、時代感覺に合致しないといふ理由と、更に小石が巖に成長するのは非科學的であることを指摘して改廢の必要を認めるといふのである。しかし私見を以てすると先づ第一項の非民主的といふ批難は「君が代」の國語的解釋を深く掘り下げた場合、

直ちに反駁し得られるから、批難者自身は、此歌語を一度も研究したことがない、單に表面だけの一元的解釋に安住してゐることは明瞭である。大體「君が代」といふ歌語を非民主的であるとして排撃する人々は、此語の原義を追及もせず、徒らに無知誤釋から發してゐる様である。「君が代」には標題にも採用した如く、階級的意識や上下の差別は毫も存在しない。別表出典一覽表を参照すれば判然とするが、「君が代」といふ言葉程便利で普遍的で融通性のある人間相互間の呼掛け語はないであらう。

今此語の出典一覽表作成に方つて使用した資料は、『萬葉集』と八代集中の諸勅撰集と『類聚歌合⁽¹⁾』に纂輯された百卅七種の歌合で、その中から抄出した「君が代」と「わが君」の語が如何なる地位の人から如何なる名宛人に使用されてゐるかを調査して整理した。同じ詠藻でも勅撰集と歌合とは作者名を異にする場合がある。

一覽表の充所主體⁽²⁾とは古文書學で用ひられてゐる術語で、名宛人の謂である。充所地位は其宛名人即ち歌の受取人の地位階級を示し、詠藻作者とは呼掛ける側の人即ち歌を贈る人を示し、歌集、歌合とは出典の意味である。有名な人物は直ちに地位が判明するが、史乘にあまり名の現れない人物は身分を調べるのに多大の時間と労力を費

した。名宛人の地位と共に呼掛け人の地位も亦必要である。それは相互の親密の度と階級の差別の大小を見るのに重要なからである。官職名は就任以來薨卒年までを網羅すれば一層便利であるが、各欄の大きさを制限してあるから、代表的官職名に止めた。同名異人の場合は時代に依つて辨別することが最も重要である。源賴家は賴朝の子ではなく、平安朝時代の賴家で、源賴光の子である。藤原經平といつても、平安朝以後にも存在してゐて區別しなければならず、爲義の場合でも義朝や爲朝の父ではなからう。鷹司殿といつても數人ある。之を藤原爲光にまで採り當てるには苦心した。宇治前太政大臣を、山田孝雄博士の著書⁽³⁾や八代集の注釋書には藤原賴通に充ててあるが、此場合は藤原師質が正しいので、高陽院殿七番歌合の主催者である。位階の低い人程捜索に困難である。此一覽表により「君が代」といふ句を持つ詠藻の贈呈者と被贈呈者とが一目で判る様に配列した。

例へば天皇に獻呈された詠草には太政大臣、式部大輔、大納言、皇太后宮大夫、大藏卿、右大臣、刑部卿、參議、宮内卿、中宮亮、中納言等の階級の人々からのものがある。皇后や中宮に贈つた人々には大納言、皇太后宮大夫、中納言、僧侶、右近中將、右近衛大將、右大臣、太政大臣、左大臣、等がある。殊に興味が深いといへば語弊が

あるが、後冷泉天皇が皇后藤原寛子に「君が代」と呼びかけ給うた御製がある。内親王に仕へた侍女達が、内親王に向つて「君が代」と申上げるのはもとより多い。東宮や親王に向つても彈正忠や權中納言から「君が代」と申すのは勿論であるが、東宮に向つて其妃或は御母の女帝から「君がよ」と發言される。其最も有名な一例は『萬葉集』にある。

君之齒母我代毛所知哉譬如乃岡之草根乎去來結手名
キミガモモモシタガシハシノハシノカクシテナ
中皇命往于紀溫泉之時御歌
ミハヤハシノハシノカクシテナ
カヤ
卷一 一〇

此歌は齊明天皇の御宇に標出されてゐるのであつて、喜田貞吉博士は中皇命は天智天皇の皇后になられた倭姫アマテラス（⁴）女王であらうといふ説を提唱されたが、此歌の左註には『類聚歌林』を引用して齊明天皇の御製であるとの一説を掲げてあるので最近では澤渦久孝博士は齊明天皇説を

る説も古來唱へられてゐて『萬葉集』の本文を尊重するか、山上憶良の『類聚歌林』を基礎とするかによつて作者の想定も自ら異つて来るが『日本書紀』の場合の如く本文を優先的に認めるか「一書曰」に比重を置くかは、文献取扱者の主觀に係つてゐる。此場合の「君が歯」は中大兄皇子を祝福した言葉であるから「君が歯」は「あ

次に太政大臣に對して「君がよ」の言葉を使つて長壽、正忠、僧侶、中納言、右大將、大藏卿、或は女房達を網羅してゐる。更に下つては地方長官から左近中將、權大納言、中宮大夫に宛てたもの、木工頭から中納言、内藏頭に宛てたもの或は先輩から後輩に掛けたもの、殊に天皇から僧正に向つて祝禱し給うたものなど何れも「君

「なたのお歳」といふ意味に解するのが妥當ではあるまい。作者が倭姫女王であらうと、齊明天皇であらうと、中大兄皇子に向つて詠み給うた事には變りはない。此用語例は此際天皇をいふのではない。皇太子であるから皇太子に對して、天皇の御代といふ様な呼びかけは絶対にあり得ないので、年齢の意味が前線に押出されて来る。

がよ」と詠んであるのを見ると、從來天皇に限定された

ものとばかりの謬見を一般に持つてゐた歌語としての

「君が代」觀は即座に訂正を迫られることになる。謂ん

や妻から夫へ、或は朋友相互間の贈答歌など茲に歌語

「君が代」の視野は急に廣闊として展開して来る。

上代には新室壽の壽詞といふのがあつた。所謂家褒め

である。新築の木の香も新しい家作りを祝福して宴の席

で即興のほがひ詞を主人に向つて贈るのは、上代人の慣

はしであつた。又僻に合せて歌ふこともあつた。勿論家

造りの細部の模様を唱ひあげて、主人の長壽に譬へるの

である。『日本書紀』清寧紀の顯宗天皇が皇子時代に弘

計王たることを隠して縮見の屯倉の首の室壽に歌はれた

のが左の傳誦歌である。

築き立つる 雅室葛根 築き立つる 柱は

此家長の 御心の頸りなり 取り擧ぐる 棟梁は

此家長の 御心の林なり 取り置ける 檻檻は

此家長の 御心の齊ひなり 取り置ける 蘆葦は

此家長の 御心の平ぎなり 取り結へる 繩葛は

此家長の 御心の堅めなり 取り葺ける 草葉は

此家長の 御富の餘りなり

此様に多くの疊語を並べて目出度づくもの言葉で褒め

讀へて歌ひ舞つたのであるが、古今集の序にも祝ひ歌と

して家褒めの左の一首を見出す。

このとのはうべも富みけりさき草のみつ葉よつ葉に
とのづくりせり

主人の裕福と豪華な邸宅を讃嘆したものである。茲に卑
近な一例を掲げるならば、お茶の會に招かれたと假定す
る。賓客は先づ庭園の木石の配置や苔の綠、泉水其他の

たたずまひ、茶室の建築美や床の掛け物の文化史的價値、
茶器の時代性を讃美し、主人の家の現在と當來の繁榮を

祝福するのが儀禮である。これと同じく平安朝時代の歌
合や香合、根合、貝合其他の催に參列しても先づ祝言と

して、主人を褒め壽詞を呈するのは、人情の自然の發露

であり、平安朝時代の諸歌合に於ては特に此種の儀禮的

な歌が歌人達から主催者側に呈上されたのは顯著な事實

である。それが藤原氏の邸宅で催された場合、氏に最も

關係の深い春日山や天兒屋根命や御蓋山や大原野神社其

他藤原氏にゆかりのある山、川、社を譬喻に用うるのが

最も適切である。これが内裏の歌合になると、趣は變つ

て来て、皇室ゆかりの五十鈴川即ちみもすそ川などを景

物として「君が代」に副へて詠進するのがふさはしいの

である。かく考察して來ると、此「君が代」といふ歌語

は上下おしなべて相手を限定せず、いとも自由に、いと

も廣汎に、いとも融通無碍に何等の階級的な掣肘を蒙る

ことなく、地位を願慮することなく使用された歌語であることが判明する。現在の反対説は「君が代」が恰も天皇にのみ限定されてゐる古典語であるかの如き錯覚を持つてゐるために生じた一時的現象である。朋友相互間に自由に使つて來た此語の歴史性と古典性は儼存してゐて拂拭することは不可能である。國民が天皇をも交へて相互の長壽と幸福を熱禱することは、最も民主的であつて、大衆の集合場所で齊唱するには是程便利で融通性のある歌は世界中何處にもない。誰にでも地位の高下を問はず通用するからである。しかも語調其物に氣品があつて莊重である。

〔註記〕地位確定に鑑使した文献は『尊卑分脈』『公卿補任』『群書類從』『大日本人名辭書』『讀史備要』『國史大辭典』『大辭典』『日本史小辭典』『系圖綜覽』『大百科事典』『古事類苑』『史料大成』『最新日本歴史年表』『大日本史』其他であるが、尙誤なきを保し難い。

註1 『纂輯類聚歌合とその研究』堀部正二氏

美術書院

歌語「君が代」出典一覽表 錬倉時代初期迄。萬葉集、八代集、類聚歌合による。

1		2		3		4		5		6		7		8																					
主	充	體	所	地	充	所	詠	者	歌	合	歌	集	本	文	歌	詞																			
光	孝	天	皇	未	詠	者	歌	合	歌	集	本	文	歌	詞	歌	詞																			
一	條	天	皇	未	詠	者	歌	合	歌	集	本	文	歌	詞	歌	詞																			
後	冷	泉	天	皇	臣	藤原關白太政大臣道長	内裏和歌合、詞	君が代は白玉椿八千代ともなににかぞへむかぎりなれば	がまふ野の玉のを山にすむ鶴の千とせは君が御代の數なり	がまふ野の玉のを山にすむ鶴の千とせは君が御代の數なり	書評	澤鴻久孝著	『萬葉集注釋』卷第一	『折口信夫	8	鴻巢盛廣氏の全釋、窪田空穂氏の評釋がある。																			
3	2	1	後	冷	泉	天	天	天	後	拾	遺	集	和	廿年十二月刊。巖が生命を支配する説は森本博士、	源順から元服年齢に達した少年の藤原誠信に贈つた歌、一覽表參看。	6	『萬葉集の綜合研究』第一輯所收	高木市之助博士	分擔、題意。改造社昭和十年三月刊	7	『國語と國文學』昭和廿三年四月號	森本治吉博士	7	『萬葉集注釋』卷第一	『折口信夫	3	『君が代の歴史』山田孝雄博士	『中天皇考』明治書院	4	『萬葉學論纂』佐佐木信綱博士編所收	喜田貞吉博士	2	『日本の古文書』相田二郎氏	岩波書店	昭和廿四年十二月刊

充所未詳の「君が代」と参考「わが君」一覽表

73	未詳	女(賀茂女王性)	大伴宿禰三依	萬葉集	わが君はわけをば死ねとおもへかもあふ夜あはぬ夜一走るむ
74	74	紀女郎(安貴王妻)	大伴宿禰家持	萬葉集	む(二つ行くらむ) わが君にわけは戀ふらしたばりたる茅花をほめといやせに
75	75	未詳夫歎	未詳	今城切、筋切、清筆本古今集行成(の)むすまで(に)	やす わがきみは千代にましませやがれいしのいはほとなりてこけ
76	76	藤原公基丹後守	未詳	丹後守公基朝臣	わがきみはみかさの山のみねにをかるまいのかげにてよへり 歌合康平六

英國には國王があつて、永年にわたつて議會と國王との間に主權の争奪戦が續いた。今や國會が主權を掌握してゐるけれど、國王は英國統一の精神的擁護者であつて、其權化として認められてゐるので恰も日本の天皇が國の象徴として憲法上規定されてゐるのと揆を一にする。⁽¹⁷⁾しかも英國國歌は唯單に從來國王を讀へてゐたのみであつて、第一次世界大戰後、一九一九年に第一、三章は改作され、國王の代りに國土と國民を救ひ給へといふ風に變つたが、第一章は依然として二百年來其儘歌ひ續けられてゐる。歌詞の内容は元首の長壽と治世の長からんことを願望したものである。國情からすれば法的には不適當であるにも拘はらず、英國民は別に不合理とも思はず欣然として歌つてゐて非民主性を認めてゐない所に英國民に浸透してゐる保守性以外に王室との親愛の情濃やかなものがある。作者はHenry Carey (16th~1743) といふ英人で Halifax侯の庶子、詩人であり、作曲家でも

あつて Saxony の民謡を編曲したものである。此曲は一時デンマーク、イスラエル、アメリカ等の國歌として借用されたらしい。⁽¹⁸⁾左に第一章の大意を譯出しある。
God save our gracious King, Long live our noble King, God save the King! Send him victorious, Happy and glorious, Long to reign over us, God save the King!

神よ我等の恵み深き國王を救ひ給く、我等の崇高な國王よ、長壽を保ち給く、神よ國王を救ひ給く、我等を長くしろしめすために、勝利、幸福、榮光あらしめ給く、神よ國王を救ひ給く。

此第一章には勝利の榮冠を希求してゐることからしても、戦争的分子を含んでゐることは明らかである。しかし日本の「君が代」にはかかる片影だにもない。佛蘭西國歌などは戦争的雰圍氣の横溢した最たるものであるに比べば、人間相互の長壽を祈る以外に何物もない「君

が代」の歌は——勿論元首に向つて歌へば元首の長命を願ふことを意味する——實に溫和と平和其物である。天皇の地位は國父に相當し、日本國を代表するものである。今日では政治上の責任者ではないが、典禮上の主宰者である。現に外國の元首や國賓は日本訪問の際天皇に元首としての儀禮的尊敬を拂つてゐる。之を個人の家に譬へるならば、一家の主人即ち家長は其家の代表者であるから、主人の長命を熱望することは、即ち一家全體の安寧と幸福を祈願することに外ならない。

さて第二項の「君が代」は曲としてテンポが緩く、時世の音樂的感應性が變化しつつある現代に適應しないといつて貶する人々がある。此曲はテンポが緩いが四分の四拍子で莊重味があり、英國國歌も四分の三拍子で早い方とはいへない。君が代の樂譜には軍隊の喇叭の吹奏曲を初め、輕快なリズムの君が代行進曲がある。數年前アメリカからシンフォニー・オブ・ジ・エア交響樂團が來た時、大變な人氣で、切符を買ふための行列が蜒々として續いたことがある。その時此樂團が「君が代」の編曲を演奏した。其時聽衆のうちから新聞に投書した人があつて、「君が代」が是程の名曲であるとは全く知らず今日初めて其真價を認識して多大の感銘を受けたと書いてゐた。雅樂を加味して作曲された「君が代」が莊重の旋

律を持つてゐることは誰でも首肯出来る。要するに樂曲といふものはジヤズの如き騒々しいテンポが必ずしも優秀なものではないのである。近代の喧騒文化が生み出した狂騷曲的畸型音樂の如きは古典的名曲の前には徒らに人間の神經を焦燥ならしめるのみの騒音であつて存在の價値に乏しい。

第三項の批難即ち或論者は小石が巖に生長するには非科學的であつて、不合理であり、兒童の質問にあつたら教員は説明に困惑するだらうと餘計な氣を遣つてゐる。これ程淺薄な物の考へ方はない。「君が代」はあくまで文學的創作であつて、科學的理論ではないのである。一覽表でも明らかに如く、かかる空想的思索は上代人の常套手段であつて、他にいくらでも類似の觀念は見出せる。塵が積つて山となつたり、小石が集大成して山になつたり、嶺が洲になつたり、浪が末の松山を越したり、筑波山が海になつたりすることは詩人の奔放自在な想像であつて中國にも滄桑の變の熟語がある通り地殻の大變動とは別に不可能を可能とする一つの假定である。茲にこそ文學としての興味津々たるものがあるのであつて恰も佛教哲學の劫の觀念や須彌山の想定に類似してゐる。かかる洪大無邊な推理を敢てした東洋人及我上代人の世界觀は眞に融通無碍であつて、羨望の至りである。『竹取物

語の赫耶姫の月に赴く話は月ロケットの既に第一發が實現した現代を千餘年前に豫言した如き感がする。小學校の教員は「君が代」の非科學性に就て生徒から質問を受けても何等躊躇することなく、桃から人間桃太郎が誕生した童話を引用し、浦島太郎が龜に乗つて龍宮に赴いた後、玉手箱の煙りで急に白髪の老人になつたことを例證すればよい。現代はオペーリンの生命の創造やバチスカーフ潛海の時代である。リップ・バン・ワインクルはアメリカ版浦島子物語であり、桃の實が邪鬼を拂ふことは鬼ヶ島征伐の基たる東洋的古代思想である。一寸法師はガリバーの小人國の類型であり舌切雀から老爺が葛籠を貰つたり、花咲爺やかちかち山や猿蟹合戦が果して今日の科學的批判に堪へ得るか否かなどは文學の世界に於ては不必要な憂慮である。アンデルセンの童話やグリムの童話は、中國はた日本のお伽噺や説話、傳説に於けると同じく、空想的要素が大部分を占めてゐる。孫悟空などはもとより、今昔物語、雨月物語、八犬傳は其顯著な例であるが、之をしも非科學的といつて誰か批難するものがあるであらうか。創作文學の面白味は突飛な譬喩や奇想天外な着想に繋つてゐるのである。

再び「君が代」の歌詞に戻つて之が現形に固定したのは鎌倉時代の初期、慈鎮和尚の『拾玉集』あたりであら

うか。此歌は『萬葉集』から『古今集』時代に至る過渡期に世間で傳誦せられてゐたものであつて恐らく本居宣長が『古今集遠鏡』にいふ如く「女性が夫の長壽を祝福祈願するために詠まれたものであらう。其故に『元永本古今集』には「祈」と題してある所以も肯定出来る。定家校訂の貞應本、嘉祿本には

わがきみは千代にやちよにさざれ石のいはほとなり
てこけのむすまで

の本文を有するが元來傳誦歌であるから種々の異傳異稱があるのは勿論である。そこで寫本としては一層時代の遅る傳藤原行成筆倭漢朗詠集或は時代は新しくとも古體の本文を有する傳雅經筆今城切に原歌を求めていた。その本文は多分原形として左の通り傳來したのであらう。

わがきみは千代にましませざざれいしのいはほとなりてこけ(の)むすまでに

何故第五句を「こけむすまでに」とした本文をわざわざ最古と斷定したかといへば、これには先蹠があるのである。『萬葉集』にはいづれも此類似句は右の通りになつてゐる。其例としては

小松が末に蘿生すまでに

鉢杉が本に薜生すまでに

卷二 二二八
卷三 二五九
阿倍橘の蘿生すまでに

齋ふ杉おもひすぎめやこけむすまでに

卷十三 三三七

いは
齋ふ杉おもひすぎめやこけむすまでに
石枕こけむすまでに
を擧げることが出来る。巖の場合もかかる詞句が原初形
態であらう。それで「わがきみは」の歌を最古の形から
順次新しい形に變遷して行つた跡を辿つてみよう。
卷十三 三三二八
卷十三 三三二七

以前の時代に屬する民間傳説を傳へてゐるかも知れず、一概に斷定は出來難い。君といふ二人稱は萬葉時代に於ては男性を意味する場合が壓倒的に大多數であつた。集中でも最も古い卷と推定される卷十三の三三二六の一の反歌の左註に「今案するに此の反歌に君にあはずといへるは理に合はず。宜しく妹にあはずといひつべし」と斷つてあるのは長歌が男性から女性へ充てたものであるからである。「君」といへば男性になるからである。萬葉集中で女性に對して「君」と呼びかけるのは貴夫人か目上か主人かである。之を要するに現行の「君が代」の歌詞は鎌倉時代に固定したが元歌の「わが君」も「君が代」も萬葉時代から存在した歌語で勿論鎌倉時代初期までの使用例を検すると、上下おしなべて階級の高低を論ぜず相互に掛けた語であつて、天皇に限定することがなかつた。換言すれば最も民主的且最も融通性のある又最も便利な人間同志の言葉であつて、上から下へ、下から上へ又朋友間、同僚間にも使用されたことは既述の如くで一覽表でも一目瞭然である。言語の用法は實證的研究によつて世人の錯覚と誤解を一掃し得ると信じ敢て禿筆を呵した。

前記註以外の参考文献

- 9 「國歌君が代一千年史序」晋代湘園『染織』昭和七年二月號
- 10 「君が代の歴史的考證」晋代湘園『大阪薬品新聞』昭和廿九年七月廿三日
- 11 『明治回顧軍歌唱歌名曲選』堀内敬三氏 京文社 昭和七年一月刊
- 12 日本古典文學大系『中世近世歌謡集』所收隆達唱歌頭註 淩野建二氏 岩波書店 昭和廿四年一月刊
- 13 『大百科事典』平凡社 昭和七年五月刊 此項田邊尚雄氏執筆
- 14 『竹柏漫筆』佐佐木信綱博士 佐佐木雪子夫人 實業之日本社 昭和三年六月刊
- 15 『爐邊南國記』島津忠重氏 鹿兒島史談會 昭和廿二年十二月刊
- 16 『日本歌謡の研究』藤田徳太郎氏 厚生閣 昭和十五年十一月刊。
- 17 Encyclopaedia Britannica 第二次世界大戰後 一九五五年改訂版
- “Great Britain” Crown—The crown has achieved unique significance as at once symbol and chief constitutional safeguard of imperial union.
- Constitution—The distinguishing characteristic of this constitution is the sovereignty of parliament, combined with the exceptional importance of the sovereign

king's position as a constitutional link between several equal and sovereign nations of the commonwealths of nations. Since parliament comprising the sovereign, the house of lords and, the house of commons, is sovereign, it has unlimited legal power.

- 20 19 18 『英語歌曲集』第一輯。研究社 昭和十四年十月刊
山田孝雄博士『君が代の歴史』

『倭漢朗詠集』『古今和歌集』は諸本が系統を異にし多种の複製本が出版されて居り、平凡社及河出書房新社の『書道全集』にも断片が見え、久曾神昇氏の『古今和歌集総覽』も便利である。

- 21 官報 昭和廿三年六月廿一日 第九四四七號附錄 資料一四〇號

イギリス 抄録
「政治」 「君主」
外務省

立憲君主國。女王は英連邦の首長。女王は國家の人格化されたもの。イギリスの最高權威。立法府の中権司法行政政府の長。イギリス教會の世俗的首長。國際關係に於ける國民の唯一の代表者。今までに君主大權に多くの制限が加えられ王は大臣の助言に基いてのみ行為する。王は君臨されど統治はしない。イギリスは王の名により王の政府によつて統治されている。議會の召集、解散、開會演説、法案に對する勅許など王の干與を必要とする。正義の源泉として裁判は王冠から發し、名譽の源泉として榮典を授與する。以上の行為は大臣が輔弼の責に任ずる。國家の祝祭の行事には

國家の象徴として重要な役割を演じ、外國訪問による親善關係の増大に大きな役割を果してゐる。王室と國民の結びつきは強く國民の王室に對する敬愛の念は濃いものがある。議會

最高立法機關は議會の王即ち王と上下兩院の一體となつたもので兩院はウエストミンスターに所在する。議會政治は早くから發達しイギリスに範をとつてゐる國も多い。二院制は十四世紀に確立され十五世紀に發達したが、十六世紀には有力な國王の輩出で國會の勢力は墮ち、貴族は國王の

專制に援助を與へた。十七世紀には王と議會との血腥い鬭争が展開され王を處刑して一時共和制(クロムウエル革命)となつたがまもなく王制に復した。しかし以後も依然争いは止まず、議會はハノーバーからウイリアム公を迎へて一六八八年名譽革命が生れ、これにより完全に王權神授論が破れ國會主權論が成立し、王は立法權を行使するには國會の協賛を經るという原則が確立された。昭和廿四年の日本國會の委員會での質問に對し天皇は外國に對しては元首に該當すると地位の説明があつた。